

みやざき材の家づくり普及促進事業補助金交付要綱

令和 7 年 6 月 24 日
環境森林部山村・木材振興課

(趣旨)

第1条 県は、県産材を利用した木造住宅の建築をより推進するため、予算で定めるところにより、みやざき木づかい県民会議設置要綱（平成 25 年 1 月 17 日定め）第 7 条の規定に基づき設置したみやざき材の家づくりネットワーク部会の本会員又は「みやざき材の家」推進工務店登録制度実施要領（令和 5 年 7 月 14 日定め。以下「要領」という。）第 5 条の規定により登録した「みやざき材の家」推進工務店に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号によるものとし、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (2) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (3) 第2条第3号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備のうえ、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、別表に掲げる事業種目ごとの補助対象経費の30パーセントを超える増減以外の変更とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとするときは、変更等の理由及び内容を記載した変更承認申請書(別記様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、産直住宅(宮崎県産材を使用し、産地直送方式で県外に建設された住宅をいう。)の建築に取り組む団体である産直団体(要領第2第4項に規定するものをいう。以下同じ。)については、概算払により交付する。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定

のあった年度の2月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実績書(別記様式第1号)

(2) 収支決算書(別記様式第2号)

- 2 第4条ただし書の規定により交付の申請をした者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により交付の申請をした者が、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月24日から施行し、令和7年度の予算に係るみやざき材の家づくり普及促進事業補助金から適用する。
- 2 「みやざき材の家」普及促進支援事業補助金交付要綱(令和5年7月21日定め)は廃止する。ただし、補助金交付の条件に係る規定の適用については、なお従前の例による。